

# 社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

別紙

R6.3.15 高齢者福祉課  
障がい福祉課

## 対応の概要

項目	現行の対応(5類移行後)	令和6年度以降の方針・対応
感染状況の把握	・事業所からの新型コロナ発生報告により、感染状況を把握し必要な支援の検討(1名でも発生時はFAXで報告)	・高齢者福祉課・障がい福祉課への発生報告は終了 ※必要時、保健所から情報収集(各施設は感染症法に基づき保健所へ報告)
関係者との定例WEB会議	・1回/週、新型コロナの発生状況を保健所等と情報共有し、必要な支援を協議	・定例会議終了 ※必要時、保健所と情報共有
業務継続支援チームによる支援	・クラスター発生施設へ訪問し、感染管理及び施設内療養について助言後、感染終息期までWEBによる継続的なフォローを実施	・訪問支援終了、平時の体制(事案毎の個別対応等)へ移行
介護職員等派遣制度	・クラスター発生等により、業務継続が困難な場合、当該事業所へ派遣協力事業所から介護職員等の派遣調整を実施	・派遣制度終了 ・施設において法人内や地域における相互応援体制の構築を検討(県から市町村へも働きかけ)
職員のメンタルケア	・「こころのケア訪問」として新型コロナ発生に伴うメンタルケアを希望する施設へ心理士が訪問し、相談対応又は研修を実施	・こころのケア訪問終了
酸素濃縮装置の確保と貸与	・高齢者福祉課と県内6保健所(松江保健所除く)に5台ずつ計35台保有し、必要時コロナ発生施設へ貸与	・確保終了
抗原検査キット	・クラスター発生施設に提供 ・職員用の検査キットの無料配布	・提供終了(国による無料配布も終了) ・施設において感染拡大防止のための必要数を確保
感染防護具	・感染防護具を確保しクラスター発生施設及び各保健所へ提供	・提供終了 ・施設において感染拡大防止のための必要数を確保
研修等	・施設職員を対象とした、5類移行に係る変更点の確認と施設内療養等における対応に関する研修を開催	・医療機関との連携確保、定期的な研修参加について指導・助言(R6介護・障害福祉サービス等報酬改定で加算新設) ・平時の感染予防や発生時の対応に関する手引きの作成を検討